

公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2024年11月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第5号

公立大学法人神戸市看護大学教員の採用等に関する規程施行細則（2019年4月1日細則第5号）の一部改正

(改正前)		(改正後)					
<p>(採用選考の基準)</p> <p>第3条 規程第11条第3項及び第14条第2項に規定する細則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>別表第1</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(昇任選考の基準)</p> <p>第4条 規程第20条に規定する昇任選考の基準は、<u>別表第2</u>に掲げるものとする。</p> <p><u>別表第1 (第3条)</u></p>		<p><u>公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）</u>で定めるもの。</p> <p><u>教育研究審議会</u>で定めるものとする。</p> <p><u>別表第1 (第3条)</u> 削除</p>					
<table border="1"><thead><tr><th><u>教員</u></th><th><u>基準</u></th></tr></thead><tbody><tr><td><u>教授</u></td><td><p>次の各号のいずれかに該当する者</p><p>(1) <u>博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</u></p><p>(2) <u>研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</u></p><p>(3) <u>大学において教授の経歴のある者</u></p><p>(4) <u>大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績が優秀であると認められる者</u></p><p>(5) <u>体育その他技能に関する学科を担当する者については、その学科目に関する学術技能に秀で、教育の経歴のある者</u></p><p>(6) <u>専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者</u></p></td></tr><tr><td><u>准教授</u></td><td><p>次の各号のいずれかに該当する者</p><p>(1) <u>教授の項に規定する教授と</u></p></td></tr></tbody></table>	<u>教員</u>	<u>基準</u>	<u>教授</u>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</u></p> <p>(2) <u>研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</u></p> <p>(3) <u>大学において教授の経歴のある者</u></p> <p>(4) <u>大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績が優秀であると認められる者</u></p> <p>(5) <u>体育その他技能に関する学科を担当する者については、その学科目に関する学術技能に秀で、教育の経歴のある者</u></p> <p>(6) <u>専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者</u></p>	<u>准教授</u>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>教授の項に規定する教授と</u></p>	
<u>教員</u>	<u>基準</u>						
<u>教授</u>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</u></p> <p>(2) <u>研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</u></p> <p>(3) <u>大学において教授の経歴のある者</u></p> <p>(4) <u>大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績が優秀であると認められる者</u></p> <p>(5) <u>体育その他技能に関する学科を担当する者については、その学科目に関する学術技能に秀で、教育の経歴のある者</u></p> <p>(6) <u>専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者</u></p>						
<u>准教授</u>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>教授の項に規定する教授と</u></p>						

(改正前)		(改正後)	
	<p><u>なることができる者</u></p> <p>(2) <u>大学において准教授又は専任の講師の経歴がある者</u></p> <p>(3) <u>大学において3年以上助教又はこれに準ずる教員としての経歴があり、教育研究上の能力が極めて優秀であると認められる者</u></p> <p>(4) <u>修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、教育研究上の能力が極めて優秀であると認められる者</u></p> <p>(5) <u>研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績が極めて優秀であると認められる者</u></p> <p>(6) <u>専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者</u></p>		
講 師	<p><u>次の各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(1) <u>教授の項又は准教授の項に規定する教授又は准教授となることのできる者</u></p> <p>(2) <u>大学において3年以上助教又はこれに準ずる教員としての経歴があり、教育研究上の能力が優秀であると認められる者</u></p> <p>(3) <u>修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、教育研究上の能力が優秀であると認められる者</u></p> <p>(4) <u>研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績が優秀であると認められる者</u></p> <p>(5) <u>その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者</u></p>		
助 教	<p><u>次の各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(1) <u>教授の項、准教授の項又は</u></p>		

(改正前)		(改正後)
	<p><u>講師の項に規定する教授，准教授又は講師となることができる者</u></p> <p><u>(2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</u></p> <p><u>(3) 前号の者に準ずる能力があると認められる者</u></p>	
助手	<p><u>次の各号のいずれにも該当する者</u></p> <p><u>(1) 学士の学位を有すること。</u></p> <p><u>(2) 臨床経験 5 年以上の経歴を有すること。</u></p>	

別表第 2（第 4 条関係）

別表第 2（第 4 条関係） 削除

(1) 研究業績の基準

1 教育 歴・ 研 究 歴	教 授	<u>13年以上</u>
	准 教 授	<u>8年以上</u>
	研 究 師	<u>5年以上</u>
	備考	<p><u>(1) 教育歴及び研究歴の合計が上記の期間を満たしていることが望ましい。</u></p> <p><u>(2) 短期大学での教育歴及び大学の非常勤講師としての教育歴も算入することができる。</u></p> <p><u>(3) 研究所等での勤務期間は，研究歴に算入することができる。</u></p>
2 著 書	教 授	<u>2冊以上（うち単著1冊以上）</u>
	准 教 授 及 び 講 師	<u>1冊以上</u>
	備考	<u>上記の冊数があることが望ましい。</u>
3 学 術 論 文	教 授	<u>25編（うち筆頭又は責任著者は10編）以上</u>
	准 教 授	<u>15編（うち筆頭又は責任著者は5編）以上</u>
	講 師	<u>5編（うち筆頭又は責</u>

(改正前)		(改正後)				
	<p style="text-align: center;">任著者は3編)以上</p> <p><u>備考</u></p> <p>(1) <u>学術雑誌に掲載された論文であること。</u></p> <p>(2) <u>看護学科目及び看護学の基礎となる科目 I 及び II の理系科目では、概ね上記の論文数であることが望ましい。</u></p> <p>(3) <u>看護学の基盤となる科目 I の文系科目では、共通の基準設定が困難なため、昇任候補者ごとに検討する。</u></p>					
4	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>教授</u></td> <td><u>2回以上</u></td> </tr> <tr> <td><u>国際学会発表</u></td> <td><u>1回以上</u></td> </tr> </table> <p><u>備考 国際学会で筆頭発表者として、上記の発表があることが望ましい。</u></p>	<u>教授</u>	<u>2回以上</u>	<u>国際学会発表</u>	<u>1回以上</u>	
<u>教授</u>	<u>2回以上</u>					
<u>国際学会発表</u>	<u>1回以上</u>					
5	<p><u>競争的資金の獲得実績</u></p> <p><u>科学研究費補助金等の競争的資金を代表者として、獲得し、研究を実施した経験があること。</u></p>					
6	<p><u>学位</u></p> <p><u>博士の学位を取得していること。</u></p>					
7	<p><u>実践歴</u></p> <p><u>看護学科目の昇任候補者は、次に定めるいずれかに該当すること。</u></p> <p>(1) <u>看護職、福祉職等での経験年数が3年以上あること。</u></p> <p>(2) <u>看護職、福祉職等で病棟師長、看護部長等の職位を経験していること。</u></p>					
8	<p><u>その他</u></p> <p><u>次のいずれかに該当すること。</u></p>					

(改正前)		(改正後)						
の 他	<p>(1) <u>学術集会における招待講演, シンポジスト等の経験があること。</u></p> <p>(2) <u>学会賞又は優秀論文賞等の受賞歴があること。</u></p>							
<u>(2) 大学教育実績の基準</u>								
1	授業 科目・ 時間数	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">看護の基盤 となる科目 I</td> <td style="text-align: center;">2科目・60 時間以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護の基盤 となる科目 II</td> <td style="text-align: center;">2科目・60 時間以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門科目</td> <td style="text-align: center;">2科目・60 時間以上</td> </tr> </table>	看護の基盤 となる科目 I	2科目・60 時間以上	看護の基盤 となる科目 II	2科目・60 時間以上	専門科目	2科目・60 時間以上
看護の基盤 となる科目 I	2科目・60 時間以上							
看護の基盤 となる科目 II	2科目・60 時間以上							
専門科目	2科目・60 時間以上							
2	研究 演習指 導学生 数(学 生数× 過去2 年)	6人以上						
3	選択 科目履 修学生 数(1 年間の 合計人 数)	50名以上						
4	<u>科目等履修生を受け入れた実績があること。</u>							
5	<u>学園都市単位互換講座等を担当した実績があること。</u>							
6	<u>授業改善の努力をした実績があること。</u>							
7	<u>大学院の担当授業科目があること。</u>							
8	<u>大学院の指導実績があること(博士前期・後期又は主指導・副指導)。</u>							
9	<u>クラス担任の実績があること。</u>							
<u>(3) 組織貢献・社会貢献の基準</u>								
組 織 貢 献	大学 運営 等の 貢献	<p>(1) <u>教授会等</u></p> <p>(2) <u>委員会活動</u></p> <p>(3) <u>領域及び分野運営貢献</u></p> <p>(4) <u>入試問題の作成が年</u></p>						

(改正前)		(改正後)
	<u>2回以上あること。</u>	
全学への貢献	<u>公開講座, トライやるウィーク, オープンキャンパス, 研究会の開催, 自治会又はサークルの顧問, 図書情報センター活動, 受験生向け広報活動その他授業及び委員会以外での全学への貢献</u>	
地域への貢献	<u>ユニティ公開講座の講師, 神戸市の要請による研修等の講師, コラボカフェ, まちの保健室その他授業及び委員会以外での地域への貢献</u>	
社会貢献	<u>公的及び准公的団体への貢献</u>	
	<u>文部科学省, 厚生労働省, 公益社団法人日本看護協会等が主催する研修会等の講師を務めた実績があること。</u>	
	<u>学術団体への貢献</u>	
	<u>学会役員等の実績があること。</u>	
備考		
1 <u>研究業績は, 専門領域によって評価の基準が異なるため, それぞれの特性を考慮に入れて判断するものとする。</u>		
2 <u>組織貢献及び社会貢献の各項目の質及び量を総合的に判断する。</u>		
3 <u>2年以内に, ハラスメント行為者と認定され, 又は懲戒等を受けたことがある場合は, 総合判断の材料とする。</u>		
4 <u>研究業績, 教育実績及び組織貢献・社会貢献は, 同等の重要性を持つものとして扱うものとする。</u>		

附 則

(施行期日)

この細則は, 2025年4月1日より施行する。